

(小規模企業者等設備貸与制度)

割賦販売・リース 制度のごあんない

企業の方の設備投資を応援しています。

信用保証協会の保証枠外、
金融機関借入枠外で利用できるので、
運転資金やその他の資金調達に
余裕ができます!!

割賦損料率・リース料率は
固定なので、安心して長期
事業計画が立てられます!!



—設備投資の際は、是非一度お問い合わせください—

京都企業の発展をサポートする総合支援機関

Ki21 公益財団法人
京都産業21

URL <http://www.ki21.jp>

1 設備貸与制度の概要

本制度は、小規模企業者等の方が経営基盤強化に必要な設備を導入する場合、これから創業しようとする方が必要な設備を導入する場合に、希望の設備を財団が代わってメーカーやディーラーから購入して、その設備を長期かつ低利で割賦販売またはリースする制度です。

※割賦損料率（金利）及び月額リース料率は、金利情勢に応じて見直しますので、詳しくは財団までお問い合わせください。

なお、契約後の利率の見直しはありません。(固定金利)

概要一覽表

	創 業 者	小規模企業者
区 分	個人創業 1 ヶ月前・会社設立 2 ヶ月前～ 創業 5 年未満の企業者	創業 5 年以上の企業者
対象企業規模	従業員数 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下）	
対 象 設 備 （新品に限る）	・ 創業に必要な設備等	・ 経営基盤強化に必要な設備 〈経営基盤強化による付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）が 5 年間で 10%、4 年間で 8% 又は 3 年間で 6% 以上向上すると見込まれるもの〉 ・ 公害防止施設等（別表）
貸 与 限 度 額 （消費税込）	100 万円～ 8,000 万円／年度	
割賦期間及び リース期間	〔割 賦〕 7 年以内（ただし、法定耐用年数以内） 〔リース〕 3 ～ 7 年（法定耐用年数に応じて）	
割賦損料率及び 月額リース料率	〔割 賦〕 年 2.50% 〔リース〕 3 年…2.990% 6 年…1.592% 4 年…2.296% 7 年…1.390% 5 年…1.868%	
償還（支払）方法	〔割 賦〕 元金均等月賦または半年賦償還で契約時に支払回数分の約束手形を提出 〔リース〕 月払いで契約時に支払回数分の約束手形を提出	
保 証 金	〔割 賦〕 設備価格の 10% が契約時に必要 〔リース〕 なし	

※ 対象外となる業種、設備がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

・リース設備は、再販可能なものに限りま。す。(オーダー製品、構造物に付随するものなどはリースできません。)

※ 次に該当する企業は、申込みできます。

但し予算の枠がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

○従業員規模が 20 人（商業・サービス業 5 人）超 50 人以下（創業者を含む）であって、次のいずれにも該当する企業。

①金融機関からの借入金残高が4.2億円以下のもの。

(ただし、日本政策金融公庫国民生活事業・住宅金融支援機構・信用金庫・信用組合からの借入金
は除く)

②最近の3期の経常利益が平均額3,500万円以下のもの。

③大企業からの出資が3分の1を超えていないもの。

④対象設備は経営基盤強化による国の定める一定の割合の付加価値額（営業利益、人件費、減価償却額の合計）が5年間15%、4年間12%、3年間9%以上向上すると見込まれるもの。

※財団へ差し入れた約束手形については、安全上、速やかに銀行へ預け入れます。なお、差し入れた手形の返還（組戻し）に係る経費については、いかなる理由があったとしても、申込企業の御負担とさせていただきます。

2 創業とは

- (1) 事業を営んでいない個人であって、1 ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。
 - (2) 事業を営んでいない個人であって、2 ヶ月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。
 - (3) 新たに事業を開始した個人(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限り)であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。
 - (4) 新たに事業を開始した会社(当該設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限り)であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- ・ 創業の開始時期 個人：開業届記載の事業開始日 法人：商業登記記載の設立日
- ・ 事業を営んでいないことの判定は過去3か月を目途とします。
- ・ 分社化した会社、個人から法人成した場合は創業者と見なしません。

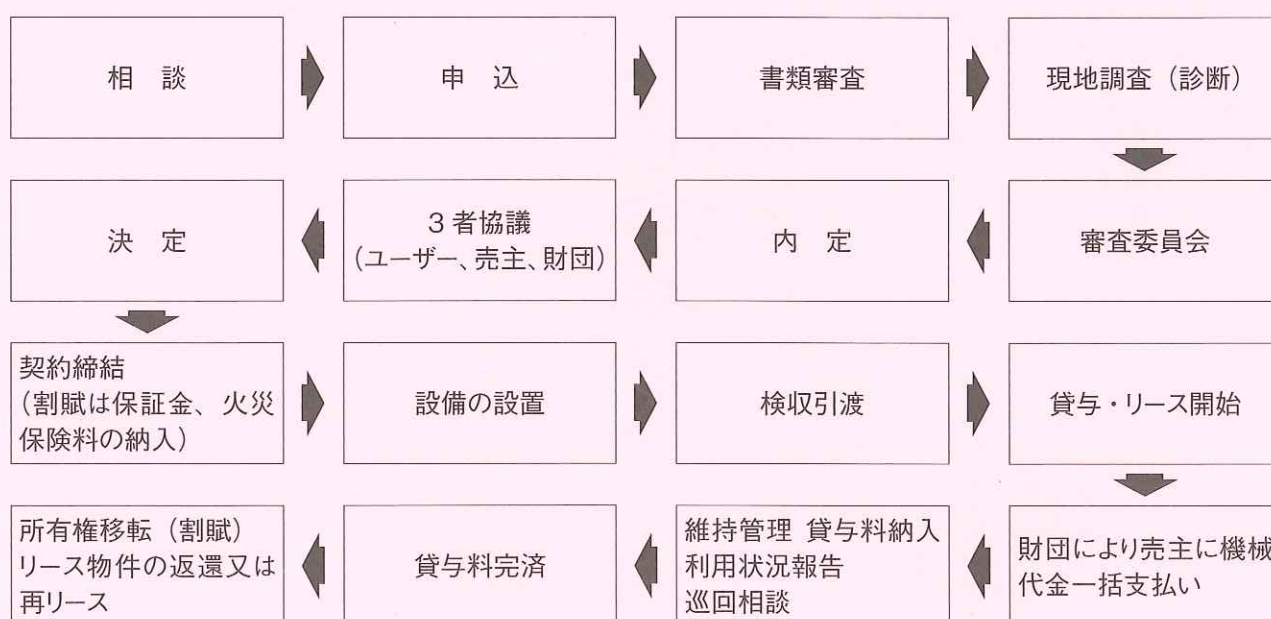
3 対象企業

- (1) 概要一覧表に定める創業者及び小規模企業者等であること。
- (2) 法令等により許可、認可等を要し又は規制を受ける場合には、必要な措置を講じる等関係諸法令を遵守していること。
- (3) 日々の取引を正確に記録した帳簿を整理し、営業状態が把握できる企業であること。
- (4) 京都府内の事業所に設備を設置する企業であること。
- (5) 京都府税を滞納していない企業であること。
- (6) 同一年度内に複数回の利用はできますが、合計金額は、概要一覧表に定める貸与限度額以内であること。
(消費税含む)

4 対象設備

- (1) 概要一覧表に定める設備等であること。
- (2) 土地及び建物並びに物品賃貸業における賃貸用物品その他貸与の対象者の事業としてその管理下にならない状態で使用されるものは除く。
- (3) 原則、当該年度内に設備を据え付け、試運転が終わり、検収が行えること。

5 設備貸与の手順



※審査委員会は、原則月1回開催しています。

当月の15日までに申込みをしていただくと翌月の審査委員会に上程します。

申込みから契約日（設備搬入日）まで約50日かかります。

6 連帯保証人

連帯保証人の資格要件	
人数	原則1名（法人企業の場合は代表者、個人企業の場合は申込者本人以外の方）でお申し込みできます。ただし、 ①審査委員会で連帯保証人の追加を求められることがあります。 ②代表者の年齢が満70歳以上の場合は、原則として後継者を追加していただきます。 ③代表権者が複数いる場合は、代表権者全員が連帯保証人になっていただきます。
資格	☆原則として京都府内又はその近郊に在住する人に限ります。 ☆連帯保証人の年齢は申込み時において満70歳以下とします。 ☆保証能力のある方
連帯保証人としての注意事項	☆連帯保証人の相保証については、原則として認めません。 ☆設備割賦・リースを受けた人と共に債務を弁済する責任があります。
その他	☆必要に応じて不動産担保等を提供していただくことがあります。 ☆連帯保証人の代わりに不動産担保等を提供することも可能です。 ・原則として京都府内及び隣接する府県に所在する不動産であること。 ・担保価格（担保能力）があること。 ・抵当権設定及び抹消手続きに要する費用は全て申込企業の負担です。

7 経費負担について

項目	制度区分	割 賦	リ ー ス
固定資産税		必要（企業負担）	なし（財団負担）
火災保険料		必要（企業負担）	なし（財団負担）

※割賦の火災保険につきましては、質権設定していただきます。

8 リース期間

リース期間は3～7年

- 法定耐用年数が10年未満の設備の場合は、耐用年数の70%（1年未満切り捨て）を下回らない期間。
- 法定耐用年数が10年以上の設備の場合は、耐用年数の60%（1年未満切り捨て）を下回らない期間。

9 リース期間の満了について

- リース設備を継続して使用される場合は、リース期間が満了する2ヵ月前までに申し出があれば更新（再リース）することができます。
- 再リース料は1年間の12分の1（1ヵ月）のリース料です。再リースは何回でも可能です。
- リース設備は譲渡できませんので、更新（再リース）の申し出がなければ、引き揚げて処分します。

10 支払い延滞の取扱いについて

契約書に定める、割賦料・リース料の支払いに延滞が生じた場合は、その内容について連帯保証人と連名で承認申請していただくとともに、延滞に伴う違約金として年10.75%の割合で計算した金額を徴収します。

11 申込書類等

- 創業1年以上の創業者及び小規模企業者

項目	法人企業用	個人企業用
添付書類	- 設備貸与申込書 - 最近3期分の確定申告書の写し - 法人の事業概況説明書 - 確定申告書の別表1～16（税務署受付印のあるもの） - 最近3期分の決算書の写し - 貸借対照表 - 損益計算書 - 製造原価報告書 - 利益処分計算書 - 各勘定科目の内訳明細書（割引・裏書手形を含む） - 前期決算より3ヵ月を経過している場合は、最近の試算表（前々月時点の試算表） - 申込機械のカタログ及び見積書 - 府税の納税証明書（滞納がないことの証明） - 京都市内の方→府税事務所 - 京都府下の方→各広域振興局税務課 - 許可、認可、登録、免許等を要する業種については証明書の写し - 登記事項全部証明（商業登記簿謄本） - 金融機関借入金口数別返済予定表の写し	- 設備貸与申込書 - 最近3期分の確定申告書の写し - 確定申告書 - 青色申告決算書 - 貸借対照表（税務署受付印のあるもの） - 前期末及び最近の下記残高証明書 - 預金 - 借入金 - 割引手形 - 前期決算より3ヵ月を経過している場合は最近の試算表（前々月時点の試算表） - 申込機械のカタログ及び見積書 - 府税の納税証明書（滞納がないことの証明） - 京都市内の方→府税事務所 - 京都府下の方→各広域振興局税務課 - 許可、認可、登録、免許等を要する業種については証明書の写し - 住民票 - 開業届の写し ※白色申告の場合でも青色申告なみの書類が必要です。 - 金融機関借入金口数別返済予定表の写し

(2) 創業前及び創業 1 年未満の創業者（小規模企業者）

項目	法人・個人企業用
添付書類	1. 設備貸与申込書 2. 創業計画書 3. 預金、借入金の残高証明書（最近のもの） 4. 登記事項全部証明（商業登記簿謄本） ※設立前の場合は代表者の住民票 5. 創業者の固定資産の評価証明書 6. 連帯保証人の所得証明書及び固定資産の評価証明書 7. 申込機械のカatalog及び見積書 8. 開業届（事業を開始している場合）の写し 9. 代表者の経歴書（便箋等に詳しく記入して下さい） 10. 許可、認可、登録、免許等を要する業種については証明書等の写し 11. その他財団が必要と認める書類

12 その他

- (1) 本社が他府県に所在し、設置場所が京都府内の事業所である場合は、支店登記がなされていること。また、分割法人の届出をしている企業に限ります。（その逆の場合は、設置場所の府県の中小企業振興財団・協会・センターにご相談ください。）
- (2) 償還中（リース中）は、每期、決算書の提出をお願いします。
- (3) 本申込みに係る個人情報、公益財団法人京都産業 21 が審査・調査など本事業の目的を達成するために、第三者に提供することに同意いただきます。
併せて、財団の事業活動の範囲内において、各種調査・案内などに利用することに同意いただきます。

別表（概要一覧表記載の公害防止施設等）

1. 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の規定により設置する汚水の処理施設並びに水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設
2. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 3 項に規定するばい煙処理施設及び同条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第 11 項に規定する特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する粉じんを防止するための施設
3. 鉱山保安法第 12 条第 1 項の規定により設置する騒音を防止するための施設及び騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条第 2 項の特定工場等において発生する騒音を防止するための施設
4. 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の特定工場等において発生する振動を防止するための施設
5. 悪臭防止法（昭和 64 年法律第 91 号）第 3 条に規定する悪臭原因物の事業場からの排出を防止するための施設
6. ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設から排出されるダイオキシン類（同条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の排出を防止するための施設
7. エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 5 年法律第 18 号）第 20 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 5 条第 2 項に規定する中小企業承認事業計画に従って、同法第 2 条第 7 項第 1 号、第 6 号又は第 7 号に規定する特定事業活動を行うために必要な設備
8. エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 8 項第 3 号及び第 4 号に規定する特定設備
9. 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年法律第 37 号）第 9 条第 2 項に規定する認定利用計画に従って設置する設備

※上記に掲げる貸与対象設備は、法令により指定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

償還（支払）例

(1) 割 賦

5 年割賦（月賦）償還例

貸与設備額 10,000,000 円
保証金 1,000,000 円〔契約時に納入していただきます〕
割賦損料 年 2.50% 損料合計 692,887 円
支払回数 54 回
〔契約時に 6 ヶ月目～55 ヶ月目までの合計額相当分の約束手形（50 枚）を財団にお預けいただけます〕

支払時期	合 計	割賦価格	割賦損料	保 証 金	支払時期	合 計	割賦価格	割賦損料	保 証 金
契約時	1,000,000			1,000,000	33	195,791	185,000	10,791	
6 ヶ月目	120,547	0	120,547		34	195,406	185,000	10,406	
7	215,833	195,000	20,833		35	195,020	185,000	10,020	
8	205,427	185,000	20,427		36 ヶ月目	194,635	185,000	9,635	
9	205,041	185,000	20,041		37	194,250	185,000	9,250	
10	204,656	185,000	19,656		38	193,864	185,000	8,864	
11	204,270	185,000	19,270		39	193,479	185,000	8,479	
12 ヶ月目	203,885	185,000	18,885		40	193,093	185,000	8,093	
13	203,500	185,000	18,500		41	192,708	185,000	7,708	
14	203,114	185,000	18,114		42	192,322	185,000	7,322	
15	202,729	185,000	17,729		43	191,937	185,000	6,937	
16	202,343	185,000	17,343		44	191,552	185,000	6,552	
17	201,958	185,000	16,958		45	191,166	185,000	6,166	
18	201,572	185,000	16,572		46	190,781	185,000	5,781	
19	201,187	185,000	16,187		47	190,395	185,000	5,395	
20	200,802	185,000	15,802		48 ヶ月目	190,010	185,000	5,010	
21	200,416	185,000	15,416		49	189,625	185,000	4,625	
22	200,031	185,000	15,031		50	189,239	185,000	4,239	
23	199,645	185,000	14,645		51	188,854	185,000	3,854	
24 ヶ月目	199,260	185,000	14,260		52	188,468	185,000	3,468	
25	198,875	185,000	13,875		53	188,083	185,000	3,083	
26	198,489	185,000	13,489		54	187,697	185,000	2,697	充当開始
27	198,104	185,000	13,104		55	187,312	185,000	2,312	△ 69,221
28	197,718	185,000	12,718		56	186,927	185,000	1,927	△ 186,927
29	197,333	185,000	12,333		57	186,541	185,000	1,541	△ 186,541
30	196,947	185,000	11,947		58	186,156	185,000	1,156	△ 186,156
31	196,562	185,000	11,562		59	185,770	185,000	770	△ 185,770
32	196,177	185,000	11,177		60 ヶ月目	185,385	185,000	385	△ 185,385
					合計	10,692,887	10,000,000	692,887	0

7 年割賦（月賦）償還例

貸与設備額 10,000,000 円
保証金 1,000,000 円〔契約時に納入していただきます〕
割賦損料 年 2.50% 損料合計 942,154 円
支払回数 78 回
〔契約時に 6 ヶ月目～77 ヶ月目までの合計額相当分の約束手形（72 枚）を財団にお預けいただけます〕

支払時期	合 計	割賦価格	割賦損料	保 証 金	支払時期	合 計	割賦価格	割賦損料	保 証 金
契約時	1,000,000			1,000,000	45	138,666	128,000	10,666	
6 ヶ月目	120,547	0	120,547		46	138,400	128,000	10,400	
7	164,833	144,000	20,833		47	138,133	128,000	10,133	
8	148,533	128,000	20,533		48 ヶ月目	137,866	128,000	9,866	
9	148,266	128,000	20,266		49	137,600	128,000	9,600	
10	148,000	128,000	20,000		50	137,333	128,000	9,333	
11	147,733	128,000	19,733		51	137,066	128,000	9,066	
12 ヶ月目	147,466	128,000	19,466		52	136,800	128,000	8,800	
13	147,200	128,000	19,200		53	136,533	128,000	8,533	
14	146,933	128,000	18,933		54	136,266	128,000	8,266	
15	146,666	128,000	18,666		55	136,000	128,000	8,000	
16	146,400	128,000	18,400		56	135,733	128,000	7,733	
17	146,133	128,000	18,133		57	135,466	128,000	7,466	
18	145,866	128,000	17,866		58	135,200	128,000	7,200	
19	145,600	128,000	17,600		59	134,933	128,000	6,933	
20	145,333	128,000	17,333		60 ヶ月目	134,666	128,000	6,666	
21	145,066	128,000	17,066		61	134,400	128,000	6,400	
22	144,800	128,000	16,800		62	134,133	128,000	6,133	
23	144,533	128,000	16,533		63	133,866	128,000	5,866	
24 ヶ月目	144,266	128,000	16,266		64	133,600	128,000	5,600	
25	144,000	128,000	16,000		65	133,333	128,000	5,333	
26	143,733	128,000	15,733		66	133,066	128,000	5,066	
27	143,466	128,000	15,466		67	132,800	128,000	4,800	
28	143,200	128,000	15,200		68	132,533	128,000	4,533	
29	142,933	128,000	14,933		69	132,266	128,000	4,266	
30	142,666	128,000	14,666		70	132,000	128,000	4,000	
31	142,400	128,000	14,400		71	131,733	128,000	3,733	
32	142,133	128,000	14,133		72 ヶ月目	131,466	128,000	3,466	
33	141,866	128,000	13,866		73	131,200	128,000	3,200	
34	141,600	128,000	13,600		74	130,933	128,000	2,933	
35	141,333	128,000	13,333		75	130,666	128,000	2,666	
36 ヶ月目	141,066	128,000	13,066		76	130,400	128,000	2,400	充当開始
37	140,800	128,000	12,800		77	130,133	128,000	2,133	△ 96,536
38	140,533	128,000	12,533		78	129,866	128,000	1,866	△ 129,866
39	140,266	128,000	12,266		79	129,600	128,000	1,600	△ 129,600
40	140,000	128,000	12,000		80	129,333	128,000	1,333	△ 129,333
41	139,733	128,000	11,733		81	129,066	128,000	1,066	△ 129,066
42	139,466	128,000	11,466		82	128,800	128,000	800	△ 128,800
43	139,200	128,000	11,200		83	128,533	128,000	533	△ 128,533
44	138,933	128,000	10,933		84 ヶ月目	128,266	128,000	266	△ 128,266
					合計	10,942,154	10,000,000	942,154	0

5 年割賦（半年賦）償還例

貸与設備額 10,000,000 円
保証金 1,000,000 円
〔契約時に納入していただきます〕
割賦損料 年 2.50%
損料合計 745,495 円
支払回数 9 回割賦（設備価格分）
〔契約時に半年目～5 年目までの合計額相当分の約束手形（10 枚）を財団にお預けいただけます〕

支払時期	合 計	割賦価格	割賦損料	保 証 金
契約時	1,000,000			1,000,000
半年目	120,547	0	120,547	
1 年目	1,237,000	1,112,000	125,000	
1 年半目	1,222,100	1,111,000	111,100	
2 年目	1,208,212	1,111,000	97,212	
2 年半目	1,194,325	1,111,000	83,325	
3 年目	1,180,437	1,111,000	69,437	
3 年半目	1,166,550	1,111,000	55,550	
4 年目	1,152,662	1,111,000	41,662	
4 年半目	1,138,775	1,111,000	27,775	充当開始
5 年目	1,124,887	1,111,000	13,887	△ 1,000,000
合計	10,745,495	10,000,000	745,495	0

7 年割賦（半年賦）償還例

貸与設備額 10,000,000 円
保証金 1,000,000 円
〔契約時に納入していただきます〕
割賦損料 年 2.50%
損料合計 995,319 円
支払回数 13 回割賦（設備価格分）
〔契約時に半年目～6 年半目までの合計額相当分の約束手形（13 枚）を財団にお預けいただけます〕

支払時期	合 計	割賦価格	割賦損料	保 証 金
契約時	1,000,000			1,000,000
半年目	120,547	0	120,547	
1 年目	897,000	772,000	125,000	
1 年半目	884,350	769,000	115,350	
2 年目	874,737	769,000	105,737	
2 年半目	865,125	769,000	96,125	
3 年目	855,512	769,000	86,512	
3 年半目	845,900	769,000	76,900	
4 年目	836,287	769,000	67,287	
4 年半目	826,675	769,000	57,675	
5 年目	817,062	769,000	48,062	
5 年半目	807,450	769,000	38,450	
6 年目	797,837	769,000	28,837	充当開始
6 年半目	788,225	769,000	19,225	△ 221,388
7 年目	778,612	769,000	9,612	△ 778,612
合計	10,995,319	10,000,000	995,319	0

(2) リース

リース期間とリース料

リース期間	月額 リース料率
3 年 (36 ヶ月)	2.990%
4 年 (48 ヶ月)	2.296%
5 年 (60 ヶ月)	1.868%
6 年 (72 ヶ月)	1.592%
7 年 (84 ヶ月)	1.390%

月額リース料の計算例

設備価格 1,000 万円・リース期間 5 年の場合

10,000,000 円 × 1.868% = 186,800 円
〔設備価格〕 × (月額リース料率) = (100 円未満切り捨て)
リース期間内支払総額 11,208,000 円

〔リース期間満了後の再リース料は、1 年間の 1/12 (1 ヶ月) のリース料です。ただし、更新契約時に 1 年分を一括前納していただきます。〕

■ お支払いシミュレーション・ご利用のご案内 ■

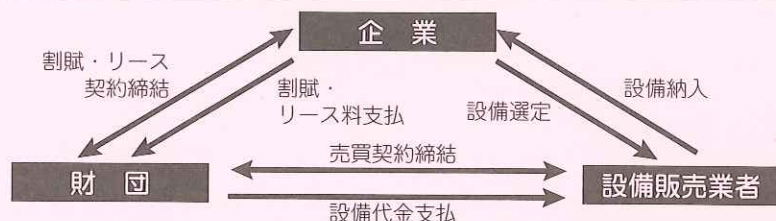
月賦・半年賦・リース ご利用の際の
毎月のお支払い金額をご自由に試算頂けます。

京都産業 21 HPにてご利用できます。
<http://www.ki21.jp/business/setubi/simulation/>
**ご利用設備の金額を入力すると、
毎月のお支払金額が表示されます。

◆割賦販売とリース、どちらにしますか？

それぞれの特徴をご理解のうえ、皆様に合った方をお選びください。

	割 賦	リ ース
所有権	・完済まで財団が所有権を留保します。	・リース期間中及びリース期間終了後においても所有権は財団にあります。 (リース期間満了後は、返還するか再リースをするかを選択していただきます)
メリッ ト	・償還は6ヶ月据え置きです。 ・設備価格相当分は減価償却ができます。 また、割賦損料部分は経費処理できます。 ・償還期間が法定耐用年数以内であれば最長7年と長期であるため、月々の償還負担が軽減できます。	・リース料には、経費処理等の節税効果があります。 ・固定資産税、損害保険料の支払いなどは財団が負担します。(管理事務も不要) ・契約時に自己資金が不要です。
留意 事項等	・契約時に保証金として設備金額の10%を納付していただきます。 ・財団を受取人とした損害保険(火災保険)をかけていただきます。(保険料は企業負担) ・割賦設備の固定資産税を負担しなければなりません。 ・維持管理費は負担していただきます。	・維持管理費は負担していただきます。 ・リース期間中は、リース設備の更新及び中途解約はできません。 ・リース期間満了後、ご希望により、原契約の1か月分のリース料で1年間の再リース契約が可能です。 再リースは何回でもできます。 ・リース設備は再販可能なものに限りです。



－小規模企業者等設備貸与制度－

企業の方が必要な設備を導入する際、財団がご希望の設備をメーカーやディーラーから購入し、その設備を長期かつ低利で「割賦販売」または「リース」する制度です。

◆貸与制度利用企業の声

A 社…公的機関が実施しているので安心

貸与制度がどのようなものかと言う前に公益財団法人京都産業 21 は、まずもって気軽に相談できるという点です。多くの企業へ訪問しておられるので中小企業の実態を知っておられるため、相談に対し、親身にかつ前向きに対応していただけるのがありがたいです。また、初めて貸与制度を利用させていただいてから 24 年が経ちますが、いつ事務所を訪ねても当時の担当者(財団の役職員)がおられるので安心して相談に行けますし、一から説明しなくても済むということもあります。

B 社…金融機関の借入枠外で利用できます

資金調達方法として、民間及び政府系金融機関や民間リース会社、財団の貸与制度(割賦販売・リース)等がありますが、それぞれにおいて自社なりの戦略をもって利用させていただいております。今現在、経営が順調であっても数年先、数ヶ月先はどうか判らない時代です。ただ単にその時々の子や料率の低い方を利用するといった考えは我が社にはありません。

C 社…信用保証協会の保証枠外で利用できます

当社の設備の 80% は、貸与制度で導入させていただいたものです。金融機関の借入限度額や保証協会の保証限度額に直接的に影響しないという部分(メリット)もありますので、設備投資は財団(貸与制度)でと決めています。現在では貸与損料率が低いとは言えませんが、リスクヘッジ等経営全体で考えた場合、あまり気にする必要はないと考えています。

設備投資は財団で、運転資金等は金融機関で。財団も金融機関も信頼関係を築き上げてきた当社の大切なパートナーだと思っています。

D 社…固定金利なので、先行投資の調達手段として有効です

金融機関等の別枠で設備投資ができるのがいいですね。固定金利であると貸与システムがきっちりしているというのも安心(信頼)でき、私の性分に合っているというのもあります。先行投資として 3,000 万円弱の高価な機械を導入した時のことですが、今すぐ利益を産む機械ではなかったので低利で長期の貸与制度は非常に助かりました。また、工場を増築して借入金が増加した時の設備投資の際にも非常に助かりました。

E 社…応援しているのは設備投資だけではありません

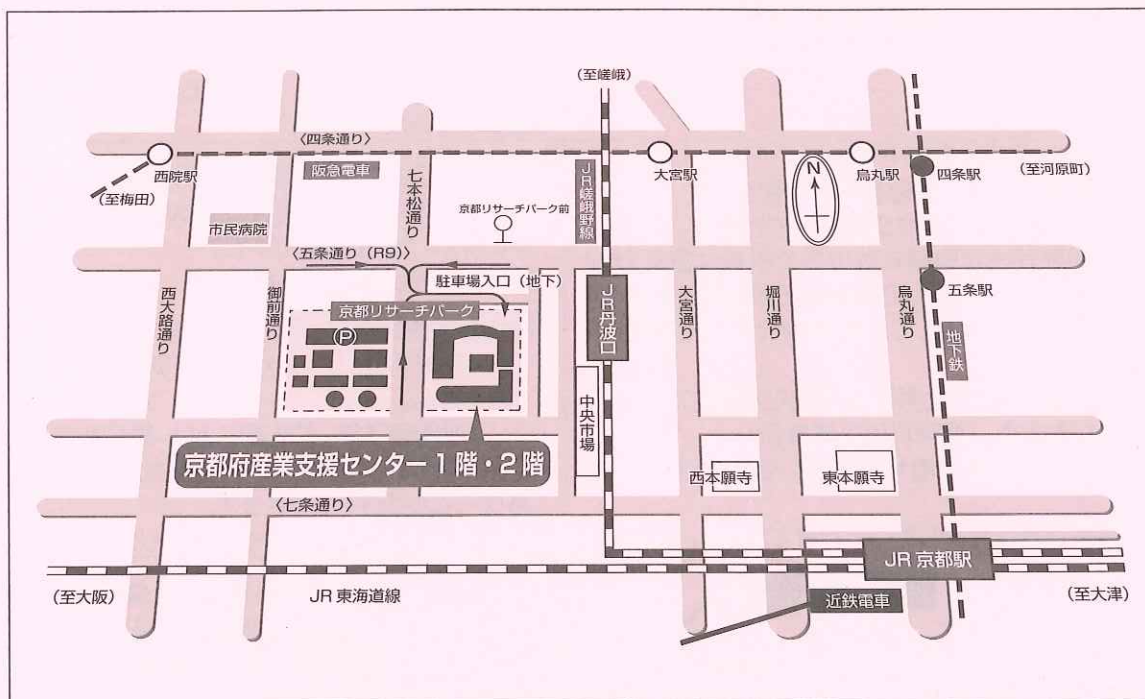
金融機関からの信用度が低かった創業間もない頃やバブル崩壊後の厳しい状況だった時は、低い損料率で設備導入ができ、非常に助かりました。貸与制度の一番いいところは、現状があまり良くなくても将来性を重要視していただけたところですね。

また、貸与制度だけでなく公益財団法人京都産業 21 がやっておられる講習会や法律相談、展示会等も活用させていただき、特に展示会につきましては、それ以降、毎年、京都ビジネス交流フェア等に出展させていただいております。毎回、1 社程度と取引が成立しておりますし、何より営業担当者の勉強になるのがいいですね。

また、設備貸与制度に加え、中小企業をサポートする制度を活用していきたいと考えています。財団のみなさんは、多くの企業(現場)を訪問され知っておられるので、特に私たちでは手に入らない中小企業の情報をお持ちです。情報は、仕事を取ってくるのと同じくらい重要です。経営に役立つ情報を提供していただける財団は大変貴重な存在です。

【公益財団法人京都産業 21 へのアクセス】

(七本松通五条下ル東側：地下に有料駐車場あり)



- JR 京都駅、近鉄京都駅より 山陰線（嵯峨野線）一つ目 丹波口駅で下車西へ徒歩 5 分
市バス 73・75 系統 / 京都リサーチパーク前下車南へ徒歩 3 分
市バス 205 系統 / 西大路五条下車東へ徒歩 10 分
- 阪急・大宮駅より 市バス 32 系統 / 京都リサーチパーク前下車徒歩 3 分
- 阪急・西院駅より 市バス 75 系統 / 京都リサーチパーク前下車南へ徒歩 4 分
市バス 202・205 系統 / 西大路五条下車東へ徒歩 10 分
- 京阪・清水五条駅より 清水五条駅から河原町五条バス停まで徒歩 3 分
市バス 43 系統・80 系統 / 京都リサーチパーク前下車南へ徒歩 3 分

【お問い合わせ先】

公益財団法人 京都産業 21

事業推進部 設備導入支援グループ

TEL. 075-315-8591 FAX. 075-323-5211

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都リサーチパーク京都府産業支援センター内

北部支援センター 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 225
TEL. 0772-69-3675 FAX. 0772-69-3880

けいはんな支所 〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台 1 丁目 7 (けいはんなプラザラボ棟)
TEL. 0774-95-5028 FAX. 0774-98-2202